

平成28年度 第1回 三重県社会福祉審議会 事項書

日時：平成28年7月11日（月）13:30～15:30

場所：三重県合同ビル 3階G301会議室

1 開会

2 議題

報告事項

- (1) 民生委員・児童委員の一斉改選について
P. 5～8

資料 1

- (2) 三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について
P. 9～13

資料 2

- (3) 三重県手話言語条例について
P. 15～17

資料 3

- (4) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について
P. 19～22

資料 4

3 その他

4 閉会

【参考配付資料】平成28年度 当初予算主要事業（関係分抜粋）

資料 5

平成28年度第1回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

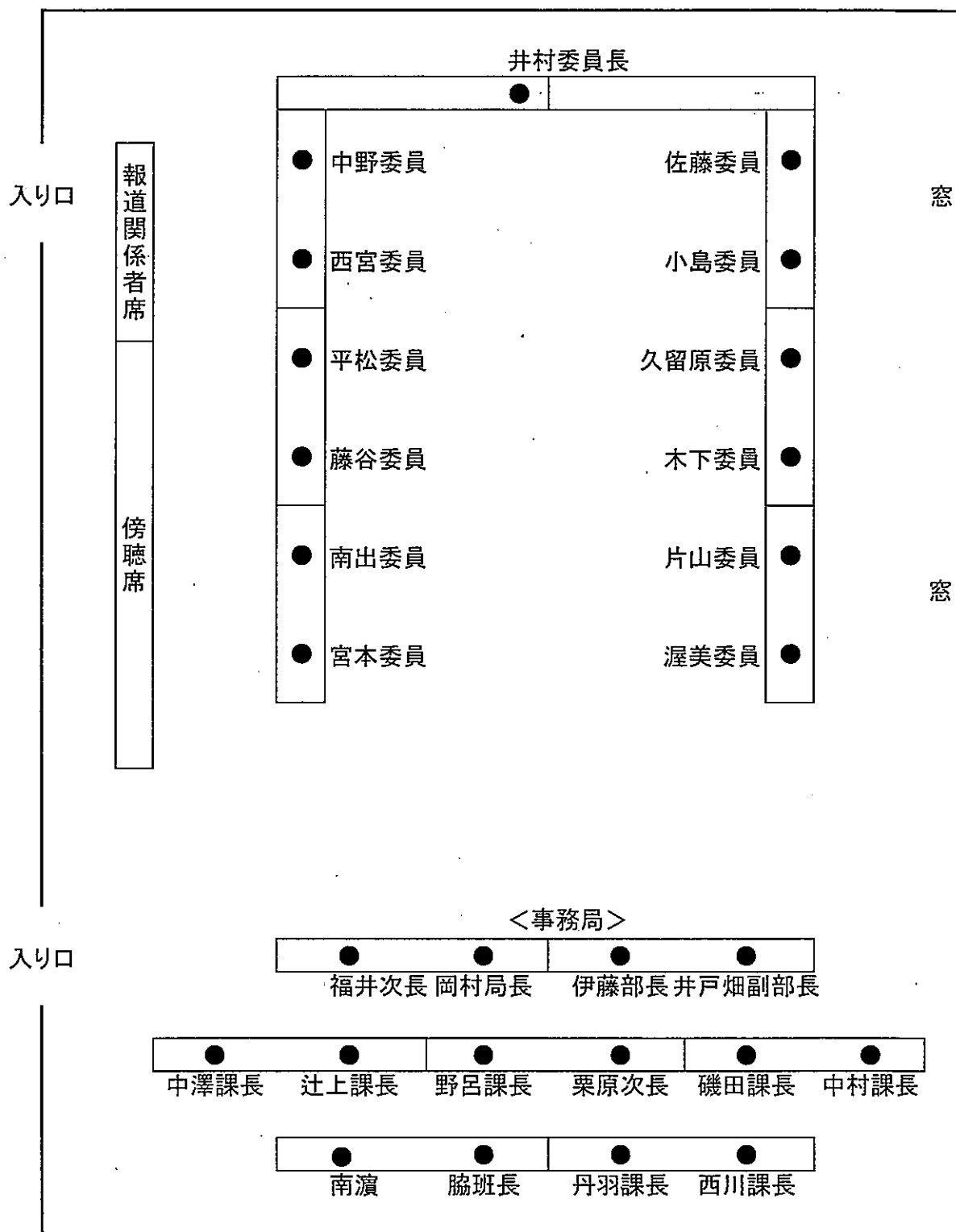
氏名	職名	出欠
あつみ ひでと 渥美 秀人	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長	○
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会会長	○
うま しのぶ 馬岡 普	三重県医師会常任理事	×
おがわ くにひこ 小川 国彦	三重県小中学校校長会（鈴鹿市立加佐登小学校校長）	×
かたやま まきひろ 片山 眞洋	三重弁護士会	○
きのした みさこ 木下 美佐子	ユニバーサルデザインのまちづくりの会	○
くる はら すずむ 久留原 進	三重県老人クラブ連合会会長	○
こじま ともこ 小島 智子	三重県議会健康福祉病院常任委員会委員長	○
さとう 佐藤 ゆかり	公募委員	○
たけがみ まさと 竹上 真人	三重県市長会副会長（松阪市長）	×
ながとも まきてる 長友 薫輝	三重短期大学生生活科学科教授	×
なかの おしみ 中野 喜美	三重県自閉症協会会長	○
にしだ けん 西田 健	三重県町村会副会長（紀宝町長）	×
にしみや かつこ 西宮 勝子	三重県看護協会会長	○
ひらまつ とし のり 平松 俊範	みえ次世代育成応援ネットワーク委員長	○
ふじたに としふみ 藤谷 俊文	三重県保育協議会会長	○
みなみで みつあき 南出 光章	公募委員	○
みやざき つたこ 宮崎 つた子	三重県立看護大学教授	×
みやもと けいすけ 宮本 佳宥	三重県民生委員児童委員協議会会長	○
よしかわ ひでし 吉川 秀治	三重県労働者福祉協議会理事長	×

○事務局

氏名	職名
いとう たかし 伊藤 隆	健康福祉部長
おかむら まさかず 岡村 昌和	健康福祉部子ども・家庭局長
いど ばた まさゆき 井戸畑 真之	健康福祉部副部長
くりはら まさあき 栗原 正明	健康福祉部次長(福祉政策担当)
ふくい なつみ 福井 夏美	健康福祉部子ども・家庭局次長
のる ゆきとし 野呂 幸利	健康福祉部健康福祉総務課長
いそだ しんいち 磯田 晋一	健康福祉部地域福祉課長
なかむら のりひさ 中村 徳久	健康福祉部長寿介護課長
にしかわ けいこ 西川 恵子	健康福祉部障がい福祉課長
つじがみ ひろし 辻上 浩司	健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課長
なかざわ かずや 中澤 和哉	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課長
にわ たけし 丹羽 健	健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT担当課長
わき みつひろ 脇 光弘	健康福祉部健康福祉総務課課長補佐兼班長
みなみはま よしき 南濱 由樹	健康福祉部健康福祉総務課企画調整班主任

平成28年度第1回三重県社会福祉審議会 配席図

平成28年7月11日（月） 三重県合同ビル3F G301会議室



(1) 民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員の任期は民生委員法第10条により、3年とされ、平成28年12月1日に一斉改選が行われます。

民生委員を厚生労働大臣が委嘱するために、県が推薦にする際に社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で民生委員の審査を行います。

また、3年の任期ごとに、市町の実情に応じて民生委員定数を変更しています。

1 資格審査について

民生委員法第5条により、民生委員は、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされており、知事は推薦に当たり市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県に設置された社会福祉審議会の意見を聴くよう努めることとされています。

このため、社会福祉法第11条により設置している社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致するか審査します。

なお、民生委員審査専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議となります。

2 定数条例の改正について

民生委員の定数は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

今回の一斉改選に当たり、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加を理由として、定数増加の要望があり、別紙のとおり当該条例を改正する予定としています。

3 今後の予定(案)

○民生委員一斉改選事務

平成28年	8月末	市町からの民生委員推薦名簿の受付
	9月	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での資格審査
	9月末	厚生労働省への民生委員名簿の提出
	11月	民生委員の委嘱状・身分証の作成
	12月	委嘱式・退任式(各市町において実施)
平成29年	1月～	新任民生委員研修

○民生委員定数条例改正

平成28年	9月	議案提案
	10月	改正条例公布
	11月	関係機関等へ改正条例の周知
	12月	改正条例施行

別紙

市町ごとの民生委員定数改正案

平成 28 年 6 月 30 日現在

市町名	現定数 (H27. 4. 1～H28. 11. 30)		改正後定数 (案) 任期 (H28. 12. 1～H31. 11. 30)		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	600	44	611	46	11	2
四日市市	592	54	602	55	10	1
伊勢市	302	28	305	28	3	
松阪市	380	27	384	27	4	
桑名市	254	24	254	24		
鈴鹿市	362	33	370	35	8	2
名張市	182	16	186	16	4	
尾鷲市	59	3	59	3		
亀山市	98	9	98	9		
鳥羽市	56	3	56	3		
熊野市	82	4	82	4		
いなべ市	101	8	101	8		
志摩市	140	11	140	11		
伊賀市	300	28	309	32	9	4
木曾岬町	13	2	13	2		
東員町	52	4	52	4		
菰野町	76	5	77	5	1	
朝日町	17	2	17	2		
川越町	26	2	28	2	2	
多気町	40	2	40	2		
明和町	51	3	51	3		
大台町	50	3	50	3		
玉城町	35	2	35	2		
度会町	24	2	29	2	5	
大紀町	41	2	41	2		
南伊勢町	59	3	60	4	1	1
紀北町	70	4	70	4		
御浜町	32	2	32	2		
紀宝町	41	3	41	3		
県 計	4, 135	333	4, 193	343	58	10

※ 1 三重県民生委員定数条例は、民生委員法の改正により、平成 26 年 12 月 24 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されています。

2 民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

(参考)

1 国の参酌基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※・定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

2 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

【社会福祉法】

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

【社会福祉法施行令】

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(2) 三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について

1 協議会の概要

平成 28 年 4 月 1 日から、障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されたことにより、行政機関等及び事業者は、不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められることとなりました（事業者による合理的配慮の提供は努力義務）。

同法では、「国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる」としています（第 17 条第 1 項）。

そこで、本県においても、障がいを理由とする差別に関する相談について、事案解決への支援や類似事案の発生防止等の取組を主体的に行うネットワークとして、関係機関をはじめ、有識者、障がい者の自立と社会参加に関連する分野の代表者等で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置します。

2 協議会の役割

障害者差別解消法では、協議会の事務について、「必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う」としており、関係機関相互の連携の下、障がい者差別の解消を推進するための取組を円滑に行うための協議機関として規定しています（第 18 条第 1 項）。

このため、本県では、次のような役割を持つ協議会として運営する方針です。

- ①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関が対応した事案の共有
- ②障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ③構成機関等におけるあつせん・調整等の様々な取組による紛争解決への支援
- ④障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発
- ⑤その他障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に実施できるようにするための支援

3 協議会委員の構成

障がい者の自立と社会参加に関連する分野から選出しています。

委員数は29名です（具体的には別紙のとおり）。

※その他必要に応じて関係者の出席を要請することができるものとします。

4 今後の予定（案）

①平成28年8月（調整中）：第1回協議会開催

（内容：協議会の設置及び運営等に関する説明等）

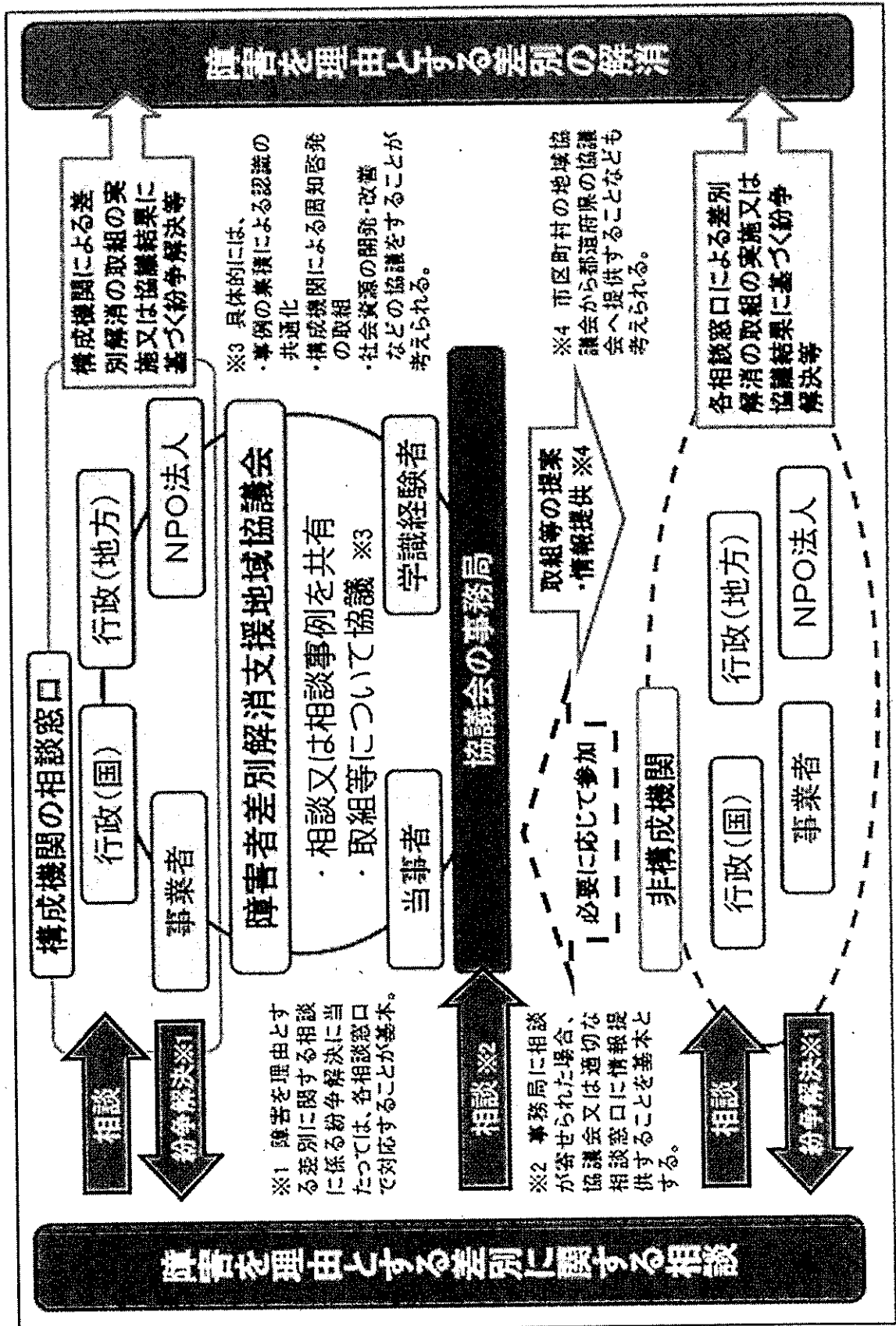
②平成29年1月～2月：第2回協議会開催

（内容：相談事例の共有や課題の抽出検討等）

三重県障がい者差別解消支援協議会委員名簿

区分	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	研究者	津市立三重短期大学生活科学科	教授	長友 薫輝
	法曹	三重県弁護士会	弁護士	中谷 大介
社会福祉団体 及び関係機関	団体	三重県社会福祉協議会	事務局次長 兼福祉研修人材部長	服部 秀二
	団体	三重県民生委員児童委員協議会	常任理事	速水 正美
	団体	三重県人権擁護委員連合会	会長	高須 幹生
	相談機関	障がい者総合相談支援センターそういん	センター長	中村 弘樹
当事者及び 当事者団体	身体団体	公益社団法人三重県障害者団体連合会	会長	世古 佳清
	身体団体	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	会長	内田 順朗
	身体団体	一般社団法人三重県聴覚障害者協会	常務理事	倉野 直紀
	知的団体	一般財団法人三重県知的障害者育成会	監事	小林えり子
	精神団体	特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会	理事長	山本 武之
	難病団体	特定非営利活動法人三重難病連	会長	河原 洋起
事業者・労働者	経済団体	三重県経営者協会	専務理事	西場 康弘
	労働団体	日本労働組合総連合会三重県連合会	副会長	金森美智子
	福祉施設運営	三重県身体障害者施設協議会	会長	池田 修一
	福祉施設運営	三重県知的障害者福祉協会	理事	柏木 三穂
まちづくり	UD団体	NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	事務局長	野口あゆみ
医療・保健	病院関係団体	一般社団法人三重県病院協会	事務局長	家田 博昭
	看護師関係団体	公益社団法人三重県看護協会	常任理事	若尾 典子
教育	教育機関	三重県立特別支援学校校長会	会長	井坂 誠一
	保護者	特別支援学校PTA連絡協議会	副会長	辻井 裕子
行政	国	三重労働局職業安定部職業対策課	課長	東 昭宏
		法務省津地方法務局人権擁護課	課長	武田 宣久
	市町	名張市福祉子ども部	障害福祉室長	田中 資三
	県	雇用経済部	障がい者雇用推進監	渡邊 和洋
		環境生活部	参事兼人権課長	長崎 晃
		教育委員会	人権教育課長	赤塚 久生
		警察本部警務部	警務課企画室長	中西 通
健康福祉部	障がい福祉課長	西川 恵子	(事務局)	

障害者差別に関する相談の流れイメージ



障害者差別解消支援地域協議会の設置運営指針(内閣府作成)から抜粋

(3) 三重県手話言語条例について

1 条例の概要

平成 28 年 6 月 30 日に成立した、三重県手話言語条例（議員提案条例）の概要は次のとおりです。

<目的（第 1 条）>

- ・手話が言語であるとの認識に基づき、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与

<県の責務（第 3 条）>

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

<計画の策定（第 7 条）>

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める
 - ・施策を定めるときは、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く
- ※同協議会に手話に関する部会を設置

<基本的施策（第 8 条～第 13 条）>

- ・情報の取得等におけるバリアフリー化等
- ・手話通訳を行う人材の育成等
- ・手話の普及等
- ・ろう児等の手話の学習等
- ・事業者への支援
- ・手話に関する調査研究の推進

<施行日>

- ・平成 29 年 4 月 1 日

（※計画の策定手続に関する規定は、公布日（7 月 7 日）施行）

2 条例に基づく計画の策定

平成 28 年度においては、条例第 7 条に基づき、三重県障害者施策推進協議会のもとに、手話施策に関する専門部会を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえて、手話施策に関する計画を策定する予定です。また、平成 29 年 4 月の条例施行に向けて、手話言語に関する普及啓発を行います。

3 今後の予定（案）

平成 28 年 8 月	第 1 回 手話施策に関する専門部会 （計画骨子案の検討）
10 月	県議会常任委員会へ計画骨子案を報告
11 月	第 2 回 手話施策に関する専門部会 （計画中間案の検討）
12 月	県議会常任委員会へ計画中間案を報告
平成 29 年 2 月	第 3 回 手話施策に関する専門部会 （計画最終案の検討）
3 月	県議会常任委員会へ計画最終案を報告
4 月～	条例の全面施行、計画に基づく施策推進

三重県手話言語条例 (概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

(県民)

- ・基本理念を理解するよう努める
(ろう者・手話通訳者等)
- ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める
条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

(4) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、三重県子ども条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（以下「みえ子どもスマイルプラン」という。）」の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策に関する実施状況については、施策の基本となる4つの事項（条例第11条）別に整理しました。

また、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、取組を進める「みえ子どもスマイルプラン」（計画期間：平成27年度～31年度）については、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成27年度の取組概要と成果および平成28年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊 P3）

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等（第11条第1号）

県庁見学の小学生に対する啓発活動や「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、子ども自身が条例や自分たちの権利について知り、大人との関わりや子どもの人権、命の大切さについて考える機会を提供しました。

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等（第11条第2号）

インターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」の実施等により、子どもが意見を表明する機会や意見交換の場を提供しました。

(3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援（第11条第3号）

全国の専門高校等の高校生が成果と魅力を情報発信する「第25回全国産業教育フェア三重大会」の開催や小学校、企業、行政が連携して取り組む「キッズISO14000プログラム」の実施等により、子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援を行いました。

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（第11条第4号）

地域の企業や子育て支援団体が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大や活動促進に向けた取組、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営などにより、子どもの育ちを支える人材の育成や環境の整備を図りました。

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況（別冊 P7）

（1）取組状況と進展度等（別冊 P7～9）

平成 27 年度は、平成 26 年度に引き続き、三重県経営方針の中で、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14 の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により、総合的に判断した結果は別紙のとおりです。

「進んだ」と評価した取組は 7 項目、「ある程度進んだ」は 6 項目、「あまり進まなかった」と「進まなかった」は該当ありませんでした。なお、重点的な取組の 1 つである「子どもの貧困対策」については、平成 27 年度に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」をふまえ、内容を全面的に改定したことから、進展度の評価は対象外としています。

また、みえ子どもスマイルプラン全体を包含する数値目標として 2 つ設定している「総合目標」のうち、「合計特殊出生率」については、平成 27 年が 1.51 で平成 26 年より 0.06 上昇しましたが、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成 27 年度が 53.4% で平成 26 年度より 2.3 ポイント低下しました。

（2）27 年度の総括（別冊 P9）

平成 27 年度のみえ子どもスマイルプランに基づく少子化対策の取組については、重点的な取組の全体的な進捗状況から、「ある程度進んだ」と考えられますが、2 つの総合目標について 10 年後の目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が現れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、引き続き少子化対策の取組を継続、強化していく必要があります。

3 今後の取組（別冊 P44）

条例については、今後も、啓発冊子や様々なイベントを活用して、その趣旨を広く啓発するとともに、子どもの権利について学ぶ機会や子どもが意見を表明する機会を確保し、様々な取組に反映していくよう努めます。

また、子どもの気持ちに沿った活動支援の視点を大切にしながら、様々な活動の支援や、人材の育成、環境整備についても、関係団体、企業、市町等と連携を図りながら進めていきます。

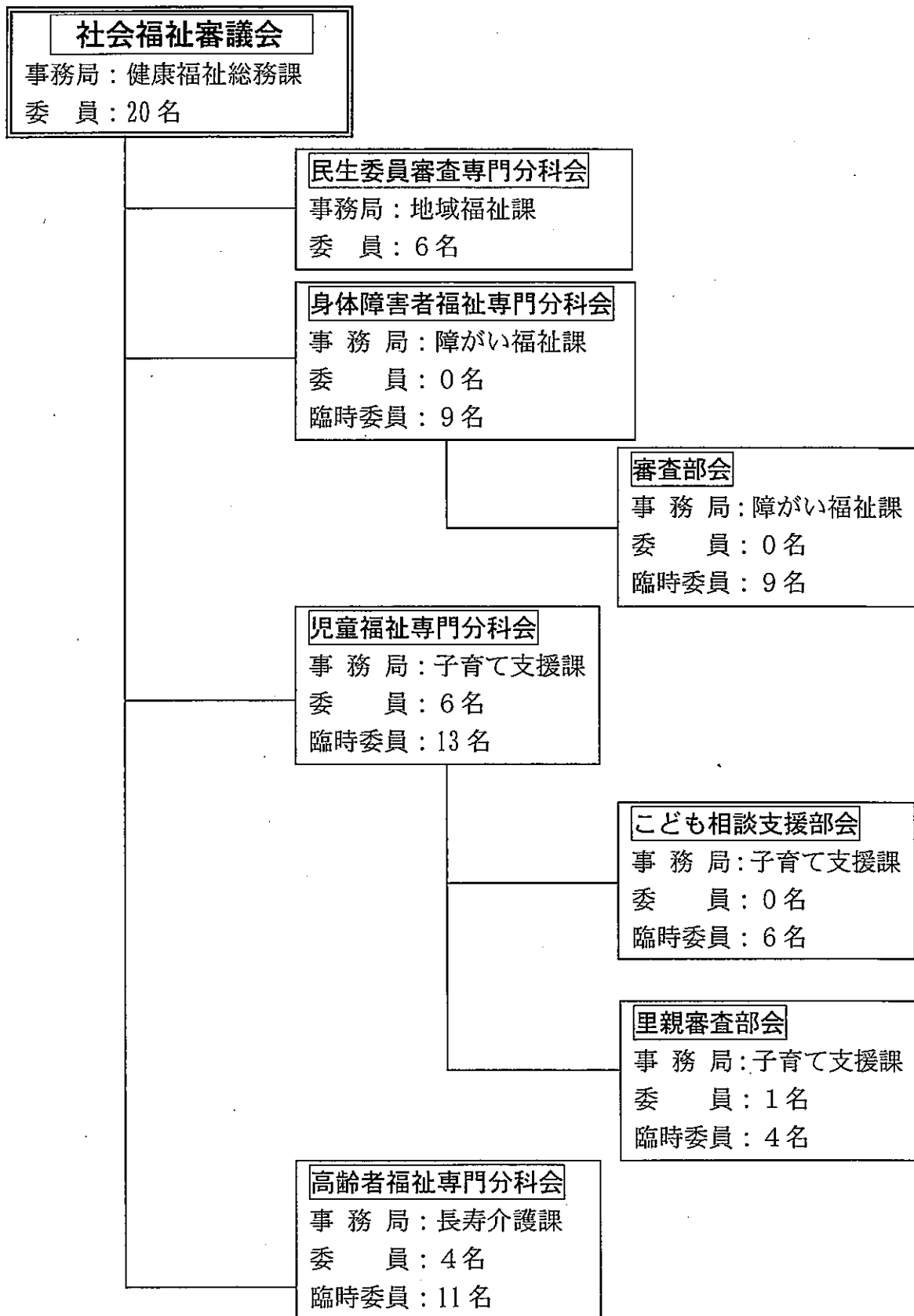
さらに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、関係団体、企業、市町等の協力を得ながら、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

スマイルプラン 重点的な取組の進展度、重点目標等一覧

重点的な取組	取組の進展度	判断理由	重点目標	26年度	27年度	達成状況	28年度	31年度
				現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
1 ライフプラン教育の推進	😊 (進んだ)	ライフプラン教育を実施している市町数や学校の割合が目標を達成したことなどから、「進んだ」と評価しました。	ライフプラン教育を実施している市町数	/	14市町	1.00	20市町	29市町
			県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	10市町(26年度)	19市町		45.0%	60.0%
2 若者の雇用対策	😊 (進んだ)	ニーズに応じたマッチングが進んだことなどにより、「おしごと広場みえ」利用者の就職率が目標を達成したことなどから、「進んだ」と判断しました。	「おしごと広場みえ」利用者の就職率	/	42.0%	1.00	56.8%	59.0%
				40.3%(25年度)	55.5%			
3 出逢いの支援	😊 (ある程度進んだ)	出逢いの情報提供数は目標を下回りましたが、結婚支援に取り組む市町数が増加したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。	出逢いの場の情報提供数	/	160件	0.78	180件	240件
				10件(26年10月)	125件			
4 不妊に悩む家族への支援	😊 (進んだ)	当初の目標(男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数)を前倒しで達成したことなどから、「進んだ」と判断しました。	結婚支援に取り組む市町数	/	13市町	1.00	15市町	22市町
				11市町(25年11月)	14市町			
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊 (ある程度進んだ)	妊娠から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数は増加し、切れ目のない支援体制づくりに向けての取組が進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数	/	21市町	1.00	-	29市町
				19市町(26年度)	29市町		目標達成	
			日常の育児について相談相手のいる親の割合	/	99.6%	0.99	99.7%	100.0%
				99.4%(26年度)	98.8%			
妊娠から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	/	24市町	1.00	26市町	29市町			
	22市町(26年度)	24市町						
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	/	4市町	1.00	7市町	13市町			
	2市町(26年度)	7市町						
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	😊 (ある程度進んだ)	重点目標の4項目のうち3項目で目標を達成(残る1項目を含めた達成状況の平均値は0.90)したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	出産1万あたりの産科・産婦人科医師数	/	96人以上(26年)	1.00	96人以上(26年)	110人以上(30年)
				96人(24年)	114人(26年)			
			小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数	/	4.2人以上(26年)	1.00	4.2人以上(26年)	5.5人以上(30年)
				4.2人(24年)	4.9人(26年)			
就業助産師数	/	403人(26年)	0.96	403人(26年)	491人(30年)			
	359人(24年)	386人(26年)						
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	/	98.0%	1.00	100.0%	100.0%			
	97.4%(26年度)	100.0%						

重点的な取組	取組の進展度	判断理由	重点目標	26年度	27年度	達成状況	28年度	31年度
				現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😊 (ある程度進んだ)	保育所待機児童数は目標を達成できませんでしたが、放課後児童クラブ等に関する目標は達成したほか、低年齢児保育充実のための人材の確保など子育て家庭を支える取組が進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	保育所の待機児童数(県)	48人(26年4月1日)	48人 98人(27年4月1日)	0.00	73人	0人
			放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合(県)	88.0%(26年5月)	89.0% 90.6%	1.00	91.0%	93.0%
8 男性の育児参画の推進	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、男性の育児参画の機運の醸成が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)	5企業・団体(27年1月)	60企業・団体 79企業・団体	1.00	120企業・団体	300企業・団体
			育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)	4.2%(25年度)	6.0% 6.3%(26年度)	1.00	7.5%(27年度)	14.0%(30年度)
9 子育て期女性の就労に関する支援	😊 (ある程度進んだ)	重点目標については達成できたものの、取組に係る手段の有効性等を見直す必要があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。	学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	0校(26年度)	2校 2校	1.00	4校	10校
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	31.8%(25年度)	37.0% 43.9%	1.00	48.0%	65.0%
11 子どもの貧困対策	(評価の対象外)	平成27年度に「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度～31年度)を策定したところであり、平成27年度の進展度については評価の対象外とします。	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数(新たに27年度に設定した項目)	6市町(26年度)	23市町		24市町	29市町
12 児童虐待の防止	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。	児童虐待により死亡した児童数	0人(25年度)	0人 0人(26年度)	1.00	0人	0人
13 社会的養護の推進	😊 (ある程度進んだ)	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合は目標を達成できませんでしたが、家庭的な環境で養育される子どもの割合が増加したこと等から「ある程度進んだ」と判断しました。	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	7.8%(26年12月)	11.1% 8.3%	0.75	12.3%	18.1%
			里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.1%(26年12月)	18.2% 21.0%	1.00	21.2%	21.5%
14 発達支援が必要な子どもへの対応	😊 (進んだ)	重点目標(「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入)を達成したほか、「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の50%以上に導入している市町数についても増加していることから、「進んだ」と判断しました。	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	33.1%	35.0% 40.8%	1.00	50.0%	75.0%

三重県社会福祉審議会 組織構成図(平成 28 年 7 月 11 日現在)



社会福祉審議会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：健康福祉総務課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

委員長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第 7 条

審議内容：

社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員 20 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
渥美 秀人	委員	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
馬岡 晋	委員	三重県医師会理事
小川 国彦	委員	三重県小中学校校長会（鈴鹿市立加佐登小学校校長）
片山 眞洋	委員	三重弁護士会
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会
久留原 進	委員	三重県老人クラブ連合会会長
小島 智子	委員	三重県議会健康福祉病院常任委員会委員長
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
竹上 真人	委員	三重県市長会副会長（松阪市長）
長友 薫輝	委員	三重短期大学生生活科学科教授
中野 喜美	委員	三重県自閉症協会会長
西田 健	委員	三重県町村会副会長（紀宝町長）
西宮 勝子	委員	三重県看護協会会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク委員長
藤谷 俊文	委員	三重県保育協議会会長
南出 光章	委員	公募委員
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学教授
宮本 佳宥	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
吉川 秀治	委員	三重県労働者福祉協議会理事長

民生委員審査専門分科会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：地域福祉課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：

市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が、民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致しているかを審査

構成員名簿（委員 6 名）

※五十音順

氏 名	区分	職 名
渥美 秀人	委員	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会 会長
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会
小島 智子	委員	三重県議会健康福祉病院常任委員会委員長
西田 健	委員	三重県町村会 副会長
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学 教授

身体障害者福祉専門分科会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

専門分科会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター診療部長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（胸部心臓血管外科学）教授
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	村瀬病院副院長、肺塞栓・静脈血栓センター長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）講師
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
毛利 靖彦	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

身体障害者福祉専門分科会審査部会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

審査部会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第 3 条

審議内容：身体障害者手帳の指定医師の指定の審議
身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
自立支援医療機関の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏 名	区 分	職 名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター診療部長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（胸部心臓血管外科学）教授
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	村瀬病院副院長、肺塞栓・静脈血栓センター長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）講師
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
毛利 靖彦	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

児童福祉専門分科会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選により選出

設置根拠：児童福祉法第 8 条第 1 項、社会福祉法第 12 条、

三重県社会福祉審議会条例第 2 条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員 6 名、臨時委員 13 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
小川 国彦	委員	三重県小中学校校長会（鈴鹿市立加佐登小学校校長）
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
中野 喜美	委員	三重県自閉症協会 会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 （平松産業株式会社代表取締役）
藤谷 俊文	委員	三重県保育協議会 会長
宮本 佳宥	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会 会長
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
田部 眞樹子	臨時委員	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター 理事長
西口 裕	臨時委員	小児科医
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンター 代表
水野 潤子	臨時委員	高田短期大学子ども学科 講師
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）
若尾 典子	臨時委員	三重県看護協会 常任理事

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：村瀬勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：

- 児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- 児童虐待の防止等に関する法に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- 児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議
- 児童福祉法に基づき、親権を行う者又は未成年後見人の意に反して 2 か月を超えて一時保護を行うことの審議

構成員名簿（臨時委員 6 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西口 裕	臨時委員	小児科医
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
松岡 典子	臨時委員	助産師（NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表）
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

児童福祉専門分科会里親審査部会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親認定にあたっての意見

構成員名簿（委員 1 名、臨時委員 4 名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏 名	区分	職 名
宮本 佳宥	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
西口 裕	臨時委員	小児科医
水野 潤子	臨時委員	高田短期大学子ども学科 講師

高齢者福祉専門分科会

平成 28 年 7 月 11 日現在

事務局：長寿介護課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第 1 1 条第 2 項、三重県社会福祉審議会要綱第 2 条の 2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員 4 名、臨時委員 11 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏 名	区分	職 名
渥美 秀人	委員	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
馬岡 晋	委員	三重県医師会 常任理事
久留原 進	委員	三重県老人クラブ連合会 会長
南出 光章	委員	公募委員
奥田 隆利	臨時委員	三重県介護支援専門員協会 会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会 理事
下野 和子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部 代表
永田 博一	臨時委員	三重県老人保健施設協会 副会長
西元 幸雄	臨時委員	三重県老人福祉施設協会 会長
服部 秀二	臨時委員	三重県社会福祉協議会 事務局次長兼福祉研修人材部長
羽根 司人	臨時委員	三重県歯科医師会 常務理事
三吉 由美子	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会 代表理事
森本 恵利子	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会 会長
柳川 智子	臨時委員	三重県看護協会 専務理事
山路 克文	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部 教授

平成 27 年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について

三重県社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会

開催しませんでした。

身体障害者福祉専門分科会

開催しませんでした。

審査部会

身体障害者福祉法等に基づく審査を行いました。

- ・ 身体障害者手帳に関する程度の審査 336 件 (25 回)
- ・ 指定医師の指定に関する審査 50 件 (6 回)

※ () は部会開催回数

児童福祉専門分科会 3 回開催

「三重県子どもの貧困対策計画」などについて審議・報告を行いました。

こども相談支援部会 10 回開催

児童福祉法に基づき、児童養護施設等への委託や一時保護の延長等の事案について審議を行いました。

- ・ 審議件数 17 件

里親審査部会 3 回開催

児童福祉法に基づき、里親申込者を認定するにあたり審査を行いました。

- ・ 認定件数：養育里親 12 組、養子縁組希望里親 10 組、
親族里親 2 組、専門里親 1 組

高齢者福祉専門分科会 1 回開催

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の進捗などについて審議・報告を行いました。

平成28年度当初予算主要事業（関係分抜粋）

健康福祉部

電話番号	部長	224-2250
	局長（子ども・家庭局）	224-2317
	副部長	224-2321
	次長（福祉政策担当）	224-2251
	次長（子ども・家庭局）	224-2317

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>〈施策名：（112）防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>（一部新）</p> <p>1 私立幼稚園施設耐震化整備費補助金 1,668千円 【(11206) 教育施設の防災対策】 （第10款 教育費 第9項 私立幼稚園費 1私立幼稚園費）</p> <p>私立幼稚園における屋内運動場等の天井等落下防止対策事業に対して助成を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進します。</p> <p>《政策名：命を守る》</p> <p>〈施策名：（122）介護の基盤整備と人材の育成・確保〉</p> <p>1 介護給付費県負担金 20,605,431千円 【(12201) 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上】 （第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費）</p> <p>介護保険財政の安定化を図るため、各市町等保険者が行う介護給付等に要する費用のうち、「介護保険法」の定めるところにより、都道府県分を負担します。</p>	<p>子育て支援課 (224-2271)</p> <p>長寿介護課 (224-3327)</p>

(一部新)

2 介護支援専門員資質向上事業 26,980千円

【(12201) 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

介護支援専門員の資質向上および資格更新のための研修を全面的にリニューアルして実施します。また、新たに主任介護支援専門員の更新研修を実施します。

長寿介護課
(224-3327)

3 福祉人材センター運営事業 36,131千円

【(12202) 介護従事者の確保】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

福祉人材センターに福祉・介護職場にかかる求人・求職情報を集約し、無料職業紹介や福祉職場説明会の実施等、福祉・介護職場での就労を希望する人への支援を行います。

地域福祉課
(224-2256)

4 福祉・介護人材確保対策事業 56,164千円

【(12202) 介護従事者の確保】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

若者や離職者等に対する介護職員初任者研修の実施と就労支援、学生等に対する福祉・介護の魅力発信、小規模事業所等に対する人材確保と定着のための支援、潜在的有資格者の介護職場への再就業促進、シニア世代の介護職場への就労支援等を行います。

地域福祉課
(224-2256)

(新)

5 三重県介護従事者確保事業費補助金 36,000千円

【(12202) 介護従事者の確保】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者確保のため、参入促進、資質向上または労働環境・処遇の改善に取り組む市町や介護関係団体等を支援します。

地域福祉課
(224-2256)

(一部新)

6 介護福祉士等修学資金貸付事業

65千円

(317, 343千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(12202) 介護従事者の確保】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

介護福祉士養成施設で資格取得をめざす学生を対象とした介護福祉士修学資金や、離職した一定の経験を有する介護人材が介護職員として再就職する際に必要な再就職準備金の貸付について、事業を実施する三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助します。

地域福祉課
(224-2256)

7 介護サービス基盤整備補助金

921, 866千円

【(12203) 介護基盤の整備促進】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を支援します。

長寿介護課
(224-3327)

8 介護サービス施設・設備整備推進事業

1, 098, 988千円

【(12203) 介護基盤の整備促進】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

高齢者が住み慣れた地域で必要な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設等の整備を支援します。

長寿介護課
(224-3327)

9 地域包括ケア推進・支援事業

5, 138千円

【(12204) 在宅生活支援体制の充実】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

地域包括支援センターの機能強化に向けて、地域包括支援センター職員の研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、市町を支援するために、介護予防や在宅医療と介護の連携の取組を支援します。さらに、訪問看護ステーションの機能強化・拡充に向けて、人材育成等の取組を支援します。

長寿介護課
(224-3327)

(新)

10 医療介護総合確保提案支援事業 15,000千円

【(12204) 在宅生活支援体制の充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

地域医療介護総合確保基金を活用し、地域包括ケアシステムに関わるリハビリ専門職の人材育成や、地域ケア会議に係るハンドブック作成等、市町や事業者団体、職能団体等の地域における在宅医療・介護連携や生活支援サービスの提供体制の整備等を支援します。

長寿介護課
(224-3327)

(一部新)

11 認知症ケア医療介護連携事業 41,442千円

【(12205) 認知症施策の充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

認知症サポート医の養成や認知症初期集中支援チームの設置等に向けた研修を実施するとともに、認知症疾患医療センターの運営への補助をします。また、新たに歯科医師、薬剤師等を対象に認知症にかかる対応力向上研修を実施します。

長寿介護課
(224-3327)

12 認知症地域生活安心サポート事業 9,612千円

【(12205) 認知症施策の充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

認知症サポーターを養成するとともに、認知症コールセンターや若年性認知症コーディネーターを引き続き設置します。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき高齢者権利擁護のための研修を実施します。

長寿介護課
(224-3327)

《政策名：共生の福祉社会》

〈施策名：(131) 障がい者の自立と共生〉

1 障がい者の地域移行受け皿整備事業 305,549千円

【(13101) 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備に取り組みます。また、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するなど、加齢児の地域移行を進めます。さらに重度障がい者等が円滑に地域移行できるよう、宿泊体験の機会の提供等の生活支援を行います。

障がい福祉課
(224-2274)

(新)

2 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 11,984千円

【(13101) 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

医療的ケアの必要な障がい児・者およびその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置し、医療と福祉が連携した仕組みづくりと医療的ケアを行える専門人材の育成を進め、支援体制を構築します。また、医療機器購入や喀痰吸引研修受講の経費の補助により、障害福祉サービス事業所等の受入れを促進し、日中活動の場やレスパイト先の確保を図ります。

障がい福祉課
(224-2274)

(新)

3 地域生活移行推進強化事業 1,500千円

【(13101) 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

障がい福祉施設の入所者の地域生活への移行と定着を支援するため、障がい者が退所後、施設職員により地域生活を支援します。

障がい福祉課
(224-2274)

<p>4 障がい者就労支援事業 36,392千円</p> <p>(40,292千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)</p> <p style="text-align: center;">【(13102) 障がい者の就労促進】</p> <p style="text-align: center;">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)</p> <p>経営コンサルタントを活用した福祉事業所の経営改善の指導等の取組を進めるとともに、共同受注窓口において、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行い、一層の受注拡大を進めます。また、社会的事業所の安定的な運営に向けた支援や一般就労した障がい者の就労の定着を図るために必要な相談を実施します。</p>	<p>障がい福祉課 (224-2274)</p>
<p>5 障がい者相談支援体制強化事業 159,696千円</p> <p>(164,992千円 ※平成27年度2月補正(その1)含みベース)</p> <p style="text-align: center;">【(13104) 障がい者の相談支援体制の整備】</p> <p style="text-align: center;">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)</p> <p>障害保健福祉圏域ごとに設置している総合相談支援センターにおいて、就業・生活相談と障がい児の療育相談を実施するとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等、専門性の高い相談事業を行います。</p>	<p>障がい福祉課 (224-2274)</p>
<p>6 人材育成支援事業 12,684千円</p> <p style="text-align: center;">【(13104) 障がい者の相談支援体制の整備】</p> <p style="text-align: center;">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)</p> <p>障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援従事者研修、サービス管理者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の各種研修を実施します。また、三重県障害者自立支援協議会の人材育成部会において、研修の成果を検証し、より効果的な研修の内容、手法等を検討します。</p>	<p>障がい福祉課 (224-2274)</p>

(一部新)

7 障がい者権利擁護推進事業

3, 261千円

障がい福祉課
(224-2274)

【(13106) 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

障がいを理由とする差別の解消に向けた普及・啓発活動や相談体制の整備を進めるほか、「三重県障がい者差別解消支援協議会(仮称)」を設置し、事案解決等の取組を主体的に行うネットワークの構築に取り組みます。また、障がい者虐待については、専門家チームの活用や事例集の作成により、虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、情報コミュニケーション支援に関する取組として、手話による意思疎通を一層進めるための普及・啓発に取り組みます。

(一部新)

8 障がい者社会参加促進事業

19, 889千円

障がい福祉課
(224-2274)

【(13106) 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

さまざまな障がいがある人が地域の中で、社会の構成員として質的に向上した生活が送れるよう、生活訓練、情報支援、レクリエーション活動等を実施するとともに、障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進します。また、未婚障がい者の結婚相談を行い、障がい者の出逢いにつながるよう支援します。

9 障がい者の持つ県民力を発揮する事業

4, 090千円

障がい福祉課
(224-2274)

【(13106) 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

障がい者の芸術・文化活動の活性化を図るため、多様な主体の連携により「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、障がい者の自立と積極的な社会参加を推進します。

<p>〈施策名：(132) 支え合いの福祉社会づくり〉</p>		
<p>1 日常生活自立支援事業 166,084千円</p> <p style="text-align:right">【(13201) 地域福祉活動の推進】</p> <p style="text-align:center">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。</p>		<p>地域福祉課 (224-2256)</p>
<p>2 民生委員活動費 238,620千円</p> <p style="text-align:right">【(13201) 地域福祉活動の推進】</p> <p style="text-align:center">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員に対し活動の実費弁償として活動費を支給します。</p>		<p>地域福祉課 (224-2256)</p>
<p>3 社会福祉研修センター事業費補助金 10,158千円</p> <p style="text-align:right">【(13202) 質の高い福祉サービスの提供】</p> <p style="text-align:center">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>三重県社会福祉協議会の社会福祉研修センターが実施する社会福祉施設職員に対する研修事業に助成することにより、福祉・介護職員の資質向上を図ります。</p>		<p>地域福祉課 (224-2256)</p>
<p>4 福祉サービス運営適正化事業補助金 5,759千円</p> <p style="text-align:right">【(13202) 質の高い福祉サービスの提供】</p> <p style="text-align:center">(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に応じ問題解決を支援します。</p>		<p>地域福祉課 (224-2256)</p>

5 三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業

2, 888千円

【(13203) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

障がい者や高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、必要な方に利用証を交付するとともに、事業者等に「おもいやり駐車場」の登録について協力を依頼するほか、さまざまな主体と連携して制度の普及啓発を図ります。

地域福祉課
(224-2256)

6 地域公共交通バリア解消促進事業

89, 323千円

【(13203) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（近鉄阿倉川駅、近鉄伊勢若松駅、JR松阪駅、近鉄松阪駅）のバリアフリー化等に対する支援を行います。

地域福祉課
(224-2256)

7 高齢者健康・生きがいつくり支援事業

19, 103千円

【(13204) 高齢者の社会参加環境づくり】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう、地域で自主的に活動する高齢者団体を養成するための研修を実施するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

長寿介護課
(224-3327)

8 老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金

58, 158千円

【(13204) 高齢者の社会参加環境づくり】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3老人福祉費)

高齢者が地域社会で元気に活躍できるよう、老人クラブにおける高齢者の生きがいつくり、健康づくり、地域貢献の取組等の各種活動を支援します。

長寿介護課
(224-3327)

<p>9 生活保護扶助費 1, 838, 146千円</p> <p style="text-align: center;">【(13205) 生活困窮者の生活保障と自立支援】 (第3款 民生費 第3項 生活保護費 2扶助費)</p> <p>生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、「生活保護法」に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、自立助長を図ります。</p>	<p>地域福祉課 (224-2256)</p>
<p>10 生活困窮者自立支援事業 32, 075千円</p> <p style="text-align: center;">【(13205) 生活困窮者の生活保障と自立支援】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、関係機関と連携し、県所管地域（郡部）において生活困窮者の相談等に適切に応じ、早期の自立支援を行うとともに、市町においても自立支援の取組が円滑に進められるよう、必要な情報提供等を行います。</p>	<p>地域福祉課 (224-2256)</p>
<p>11 戦没者慰霊事業 1, 733千円</p> <p style="text-align: center;">【(13206) 戦没者遺族等の支援】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 4遺族等援護費)</p> <p>戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈願するため、県戦没者追悼式を開催するとともに、全国戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式に参列します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。</p>	<p>地域福祉課 (224-2256)</p>

《政策名：人権の尊重と多様性を認め合う社会》

〈施策名：(212)あらゆる分野における女性活躍の推進〉

1 DV対策基本計画推進事業 24,009千円

【(21204) 性別に基づく暴力等への取組】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 5社会福祉施設費)

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次改定版)」に基づき、市町や民間団体と連携して、被害者相談・保護・自立支援等を行うとともに、相談員や関係者の資質向上のための研修会、DV防止の街頭啓発を実施します。

子育て支援課
(224-2271)

《政策名：希望がかなう少子化対策の推進》

〈施策名：(231)少子化対策を進めるための環境づくり〉

1 少子化対策県民運動等推進事業 4,169千円

【(23101) 少子化対策を進めるための機運醸成】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、多様な主体の参画を得ながら、少子化対策推進県民会議を開催するほか、「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」関連イベントを開催します。

少子化対策課
(224-2404)

(一部新)

2 市町少子化対策交付金 6,500千円

(146,075千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【基本事業名：23101 少子化対策を進めるための機運醸成】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

市町における少子化対策を推進するため、市町が行う結婚・妊娠・出産・育児に関する支援に対して財政的支援を行います。また、新たに、低所得者の結婚に伴う新生活のスタートに係る経費を支援する市町を支援します。

少子化対策課
(224-2404)

3 子どもの育ちの推進事業	20,158千円	少子化対策課 (224-2404)
【(23102) 子どもの育ちを支える地域社会づくり】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)		
子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」などと連携し、各種イベントの実施や、NPO・団体の取組支援などをはじめとする「みえの子ども応援プロジェクト」を進めます。また、子育て家庭を応援するため、「子育て家庭応援クーポン協賛店舗」への登録を働きかけます。		
4 子育て家庭応援事業	1,975千円	少子化対策課 (224-2404)
【(23102) 子どもの育ちを支える地域社会づくり】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)		
市町と連携し「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催するなど、子育て家庭を応援する取組を促進します。		
5 子ども・若者対策事業	32,312千円	少子化対策課 (224-2404)
【(23102) 子どもの育ちを支える地域社会づくり】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 7子ども対策費)		
子どものネット被害が多いことから、携帯電話等販売店への立入調査等や保護者等への啓発を通して携帯電話等の青少年のフィルタリングサービス利用の周知等に努めます。		
6 ライフプランアドバイザー派遣事業	2,351千円	少子化対策課 (224-2404)
【(23103) ライフプラン教育の推進】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)		
大学生や学卒後の従業員等が、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランやキャリアプランを考える機会の提供に取り組みます。		

7 思春期ライフプラン教育事業

3, 130千円

子育て支援課
(224-2271)

【(23103) ライフプラン教育の推進】

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1公衆衛生総務費)

子どもたちが、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中学生を対象とする赤ちゃんふれあい体験や思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行います。

(一部新)

8 男性の育児参画普及啓発事業

4, 784千円

少子化対策課
(224-2404)

【(23104) 男性の育児参画の推進】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画の普及啓発や男性同士の交流の機会の提供に加え、イクボスを推進する企業の取組を支援するとともに、親子での自然体験を通じて子育ての魅力を発信します。

〈施策名：(232) 結婚・妊娠・出産の支援〉

(一部新)

1 みえの出会い支援事業

6, 925千円

少子化対策課
(224-2404)

(25,017千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23201) 出会いの支援】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

「みえ出会いサポートセンター」における出会いイベント等の情報提供や、結婚や家族形成に関するポジティブなイメージの情報発信を進め、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。

2 不妊相談・治療支援事業 549,249千円
(553,627千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23202) 不妊に悩む家族への支援】

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1公衆衛生総務費)

特定不妊治療および男性不妊治療の助成を拡大するとともに、特定不妊治療費の上乗せ助成、第2子以降の不妊治療、不育症治療および一般不妊治療(人工授精)への助成を行います。

また、不妊症看護認定看護師資格取得を促すため、資格取得にかかる費用の一部を助成します。

子育て支援課
(224-2271)

3 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業 4,467千円
(8,206千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23203) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実】

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1公衆衛生総務費)

各市町の実情に応じた母子保健体制の整備に向け、母子保健活動の核となる人材の育成、妊娠届出時アンケートの評価等を通じた関係機関との連携強化、母子保健体制構築アドバイザーによる各市町の現状分析や情報提供等を通じて市町を支援します。

子育て支援課
(224-2271)

〈施策名：(233) 子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 教育・保育給付事業 3,049,330千円

【(23301) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

保育所や認定こども園等に対し、市町が支弁する施設型給付費や地域型保育給付費の負担等を行うことにより、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。

子育て支援課
(224-2271)

(一部新)

2 保育対策総合支援事業

33,390千円

(134,100千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23301) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

潜在保育士の復帰支援や職場環境の改善研修等に取り組む保育士・保育所支援センター事業に加え、保育士修学資金貸付や潜在保育士就職準備金貸付を行うとともに、障がい児受入のための環境整備や家庭環境に配慮が必要な児童のための保育士加配等を支援することにより、待機児童の解消や保育基盤の整備等を図ります。

子育て支援課
(224-2271)

3 次世代育成支援特別保育推進事業補助金

72,440千円

【(23301) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

待機児童となりやすい低年齢児のための保育士加配や病児・病後児保育の施設整備等を支援することにより、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実します。

子育て支援課
(224-2271)

4 地域子ども・子育て支援事業

480,667千円

【(23301) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

すべての子育て家庭および子どもを対象として、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援(地域子ども・子育て支援)を実施する市町を支援します。

子育て支援課
(224-2271)

5 放課後児童対策事業費補助金

703,149千円

【(23301) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

放課後児童クラブの運営・施設整備や、ひとり親家庭の利用料への支援を行うとともに、放課後児童クラブ支援員への県認定資格研修等を実施することにより、放課後児童の健全育成に努めます。

子育て支援課
(224-2271)

<p>(新)</p> <p>6 子どもの貧困対策推進事業 1, 354千円</p> <p>【(23302) 子どもの貧困対策の推進】 (第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3母子福祉費)</p> <p>「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困対策の推進を図るため、子どもの貧困対策の好事例の収集や情報共有を行い、県、市町、関係団体等の連携を深め、各地域の実情に応じた多様な支援体制の整備や機運醸成を図ります。</p>	<p>子育て支援課 (224-2271)</p>
<p>(一部新)</p> <p>7 母子・父子自立支援プログラム事業 1, 650千円</p> <p>【(23302) 子どもの貧困対策の推進】 (第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3母子福祉費)</p> <p>ひとり親家庭の母または父が、指定教育訓練講座を受講する場合や、高等学校卒業程度認定試験のための講座を修了した場合等に受講費用の一部を支給します。</p>	<p>子育て支援課 (224-2271)</p>
<p>(一部新)</p> <p>8 一人親家庭自立支援事業 19, 021千円</p> <p>(157, 171千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)</p> <p>【(23302) 子どもの貧困対策の推進】 (第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3母子福祉費)</p> <p>養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金の支給や、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。</p>	<p>子育て支援課 (224-2271)</p>
<p>9 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業</p> <p>7, 153, 214千円</p> <p>【(23303) 発達支援が必要な子どもへの支援】 (第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)</p> <p>三重県立子ども心身発達医療センターの開設に向け、建築工事を実施します。併せて、運営面での準備を進めます。</p>	<p>発達支援体制推進 PT (224-2247)</p>

(一部新)

10 発達障がい児への支援事業 10,188千円

【(23303) 発達支援が必要な子どもへの支援】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざして、市町における専門人材の育成支援に取り組むとともに、「C.L.Mと個別の指導計画」の保育所・認定こども園・幼稚園への導入促進に向けて、大学等保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等を行います。

発達支援体制推進
PT
(224-2247)

(一部新)

11 親の学び応援事業 4,741千円

【(23304) 家庭・幼児教育の充実】
(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1社会福祉総務費)

親同士が子育ての悩みや思いを語り合い、交流する「子育てはっぴいパパ・ママワーク」を市町と連携して開催するとともに、企業や団体と連携し、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることなどを考える場づくりを促進します。また、県内の幼稚園や保育所等における野外体験保育が充実するよう、普及啓発のほか事例研究会の開催等を行います。

少子化対策課
(224-2404)

(一部新)

12 保育専門研修事業 10,022千円

【(23304) 家庭・幼児教育の充実】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1児童福祉総務費)

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、新規採用保育士・保育教諭に対する研修や、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行うとともに、市町が実施する研修への支援等を行います。

子育て支援課
(224-2271)

13 私立幼稚園振興等補助金 1,673,919千円

【(23304) 家庭・幼児教育の充実】
(第10款 教育費 第9項 私立幼稚園費 1私立幼稚園費)

幼児教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立幼稚園への支援を行います。

子育て支援課
(224-2271)

〈施策名：（234）児童虐待の防止と社会的養護の推進〉

1 児童一時保護事業 89,775千円

【(23401) 児童虐待対応力の強化】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4児童福祉施設費)

被虐待児童等を児童相談所に併設する一時保護所にて保護し、児童の安全を図るとともに、専門職による心のケアなどを行います。

また、乳幼児や治療を必要とする被虐待児童等に対して、医療機関等への一時保護委託を実施しケアを行います。

子育て支援課
(224-2271)

2 児童虐待法的対応推進事業 42,093千円

【(23401) 児童虐待対応力の強化】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4児童福祉施設費)

児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、アセスメントの精度を高めるとともに、医療現場での児童虐待の早期発見・対応につなげるため、医療従事者を対象とした研修の充実を図ります。

子育て支援課
(224-2271)

3 市町児童相談体制支援推進事業 4,031千円

【(23401) 児童虐待対応力の強化】
(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4児童福祉施設費)

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣などを行うとともに、市町職員対象の研修の充実を図ります。

子育て支援課
(224-2271)

4 若年層における児童虐待予防事業 3,663千円

【(23401) 児童虐待対応力の強化】
(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1公衆衛生総務費)

医療・保健・教育等が連携し思春期保健事業に取り組むとともに、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の専門相談を引き続き開設し、若年層における児童虐待の未然防止を図ります。

子育て支援課
(224-2271)

5 家庭的養護推進事業

92,773千円

(159,871千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23402) 家庭養護の推進】

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4児童福祉施設費)

「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、民間とも協働しながら、里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図り、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

子育て支援課
(224-2271)

(一部新)

6 家族再生・自立支援事業

2,353千円

(106,282千円 ※H27年度2月補正(その1)含みベース)

【(23403) 社会的養護が必要な児童への支援】

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4児童福祉施設費)

入所児童の自立支援や家庭復帰に向け、児童の支援を行う人材の育成を支援するとともに、施設等の退所者が施設等に帰省した際の経費の補助や安定した生活基盤を確保するための家賃や生活費の貸付を行います。

子育て支援課
(224-2271)

《政策名：スポーツの推進》

〈施策名：(242) 地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

(一部新)

1 障がい者スポーツ推進事業

59,552千円

【(24202) 障がい者スポーツの充実・強化】

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2障がい者福祉費)

平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会の設置などの準備を進めるとともに、審判員等の大会を支える関係者の養成や、練習環境の整備、団体競技予選会の誘致、強化遠征の支援を行います。また、国内外の大会で活躍できる選手を発掘・育成するために選手に練習プログラムを提供するとともに、国内選手の合宿施設を提供し、三重県選手の指導や選手対応経験の蓄積を図りながら、事前キャンプに積極的な国への当県施設の紹介や視察など、東京パラリンピックの事前キャンプ地の誘致活動を進めます。

障がい福祉課
(224-2274)

